

## 茨木市大学奨学金利子補給事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程その他市長が適当と認める教育課程（第1及び第4第1号イにおいて「大学等」という。）を卒業した市民に対し、市が奨学金の利子相当額の給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、市民が大学等を卒業した後抱える奨学金の返済の負担を軽減し、もって若者の市内への流入及び定住の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において「年度」とは、10月1日から翌年9月30日までをいう。

### (対象となる奨学金)

第3 給付の対象となる奨学金（以下「奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第二種奨学金
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める奨学金

### (対象者)

第4 給付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) この要綱による給付を受けたことがない場合 次のいずれの要件にも該当する者
  - ア 当該申請の時ににおいて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に居住していること。
  - イ 奨学金の貸与を受けて大学等を卒業していること。
  - ウ 第6第1項の規定による申請を行う日の属する年度の前の年度（第5及び第6第1項第2号において「特定年度」という。）に給付の対象となる者が当該者の名義で奨学金の返還を行っていること。
  - エ 生活保護受給者に該当しないこと。
  - オ 当該申請の時ににおいて、納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。
  - カ 奨学金の返還について本市の他の補助を受けていないこと。
  - キ 第6第1項の規定による申請を行う日の属する年度の10月1日において40歳未満であること。
  - ク 申請年度から奨学金の最終の返還予定日の属する年度までの年度の合計が10

年度以上であること。

ケ その他市長が別に定める要件を満たしていること。

(2) 継続して給付金の給付を受ける場合 次のいずれの要件にも該当する者

ア 前号アからカまでのいずれにも該当すること。

イ この要綱による給付を初めて受けた年度の初日から起算して10年を経過していないこと。

(給付額)

第5 給付金の給付額は、特定年度に返還した奨学金の利子相当額又は20,000円のいずれか少ない額とする。

(給付金の給付申請等)

第6 第4第1項の規定に該当し、給付金の給付を受けようとする場合は、茨木市大学奨学金利子補給事業給付金（新規・継続）給付申請書（兼請求書）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与（利息の内訳、返済期間を含む。）を証するもの

(2) 特定年度に返還した奨学金の金額を証するもの

(3) 申請者本人の非課税証明書（申請を行う年の1月1日時点で本市外に居住し、かつ、非課税である場合に限る。）

(4) 誓約書（様式第4号）

2 前項の申請は、1人につき1回限りとする。

(給付金の給付決定)

第7 市長は第6第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において給付金を決定し、申請者に対し茨木市大学奨学金利子補給事業給付金（新規・継続）給付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、給付金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、茨木市大学奨学金利子補給事業給付金（新規・継続）不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(給付金の継続申請等)

第8 第7の規定により給付金の給付の決定を受けた者で、継続して給付金の給付を受けようとするものは、毎年度指定された期日までに茨木市大学奨学金利子補給事業給付金（新規・継続）給付申請書（兼請求書）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の返還（利息の内訳を含む）を証す

るもの

(2) 申請者が当該者の名義で奨学金を返還したことがわかる書類

(3) 第6第1項第4号に掲げる書類

2 前項の規定による継続申請があった場合、市長は第7に準じて給付金を決定し、申請者に対し茨木市大学奨学金利子補給事業給付金（新規・継続）決定通知書により通知する。

（給付金の給付）

第9 市長は、第7又は第8第2項の規定により給付金の給付を決定したときは、申請者に給付金を給付する。

2 給付金の給付は、申請者が指定する金融機関の口座への振込みの方法により行うものとする。

（給付金の返還等）

第10 市長は、給付金の給付を受ける者あるいは受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を給付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により給付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年8月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月29日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

茨木市大学奨学金利子補給事業給付金（新規・継続）給付申請書（兼請求書）

年 月 日

(申請先) 茨木市長  
(請求先)

大学奨学金利子補給事業給付金の給付を次のとおり申請します。  
また、当該給付金の給付決定があったときは、指定口座への振込みの方法により当該給付金を請求します。

申請者（請求者） 氏名 ※自署の場合は押印不要	フリガナ		生年月日	年	月	日
	(印)					
住所	(〒 - )					
電話番号						
メールアドレス						
給付金振込先口座	金融機関名		口座の種類			
	銀行・信用金庫 信用組合・農業協同組合		普通・当座・その他			
	支店名	支店番号	口座番号			
	本店 支店 出張所		(7ケタ)			
	フリガナ					
	口座名義					

(注意) 口座名義は、申請者（請求者）と同一の方にしてください。

<添付書類>

- 【新規】(1) 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与（利息の内訳・返済期間を含む）を証するもの  
(2) 申請年度の前年10月1日から申請年度の9月30日までに返還した奨学金の金額を証するもの  
(3) 申請者本人の非課税証明書（本年1月1日時点（1～3月に申請する場合は前年の1月1日時点）で本市外に居住し、かつ、非課税である場合に限る。）  
(4) 誓約書（様式第4号）
- 【継続】(1) 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の返還（利息の内訳を含む）を証するもの  
(2) 申請者が当該者の名義で奨学金を返還したことがわかる書類  
(3) 申請年度の前年10月1日から申請年度の9月30日までに返還した奨学金の金額を証するもの  
(4) 誓約書（様式第4号）

同意書	
茨木市大学奨学金利子補給事業の審査のために必要があるときは、私の住民登録、生活保護の受給状況、課税状況及び納税状況について茨木市長が課税台帳等の関係公簿を確認することに同意します。	
※自署の場合押印不要	
申請者（請求者） (印)	

<担当課記載欄>

奨学金種別	口座名義人	最終返還期日	利息合計金額 (前年10/1～本年9/30)	給付額
1 日・( )	<input type="checkbox"/> 本人			円
2 日・( )	<input type="checkbox"/> 本人			
3 日・( )	<input type="checkbox"/> 本人			
申請区分	新規（課税・非課税）・継続	受給者番号	-	

住所  
氏名 様

茨木市大学奨学金利子補給事業給付金給付決定通知書

茨木市指令 第 号  
年 月 日

茨木市長 印

年 月 日付け申請の茨木市大学奨学金利子補給事業給付金は、次のとおり給付します。

	No.
給付額	金 円
振込予定年月日	年 月 日

※ 振込日に変更があった場合は改めて通知します。

住所  
氏名

様

茨木市大学奨学金利子補給事業給付金不交付決定通知書

茨木市指令 第 号  
年 月 日

茨木市長



年 月 日付け申請の茨木市大学奨学金利子補給事業給付金は、次の理由により不交付と決定  
しました。

理 由	
-----	--

様式第4号（第6関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）茨木市長

住所

氏名

印

※氏名が自署の場合は押印不要です

生年月日

年 月 日

私は、次の事項について誓約します。

- 1 奨学金の貸与を受けて、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程のいずれかを卒業しています。
- 2 次のいずれにも該当するものではありません。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団密接関係者上記の（1）から（3）までに該当するものがあつた場合は、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱第5第1項に基づく措置を受けることを承諾します。
- 3 奨学金の返還について、本市の他の補助を受けていない、又は受ける予定はありません。



茨木市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び第4条第1項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4)～(6) (略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) (略)
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) (略)

茨木市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（ウにおいて「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者